【特別管理産業廃棄物収集運搬業】別紙「PCB廃棄物に係る事業計画書チェックリスト」（特別管理産業廃棄物収集運搬業者用）

【別紙】PCB廃棄物に係る事業計画書チェックリスト（□高濃度　□低濃度）

許可番号　　　　　　　　　　　申請者

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
|  | | 高濃度 | 低濃度 |
| 安全管理 及び 運行管理 | |  |  |
| 共通 | 安全管理体制が示されている(安全管理責任者、運行管理責任者、収集・運搬従事者全員の氏名)。 |  |  |
| 作業マニュアルが作成されている。 |  |  |
| 安全管理責任者及び運行管理責任者が、PCB作業従事者講習会を修了している。 |  |  |
| 講習会修了者が、収集・運搬従事者全員に対して、年一回以上、表１にある科目について教育を実施している。 |  |  |
| 運搬車ごとに運行状況を把握するための機器を有している（高濃度の場合、電子情報技術（GPSなど）を活用し、位置情報を確認することが望ましい）。 |  |  |
| 運搬容器、運搬車の運用、運行記録表（様式）が作成されている。 |  |  |
| 緊急時の対応 | |  |  |
| 共通 | 以下のような応急措置設備・器具の写真が添付されている（低濃度のみを取り扱う場合は、GPS、保護衣及び呼吸用保護具を除く）。  ・保護衣、保護手袋、保護長靴、呼吸用保護具（ろ過式マスクなど）、保護眼鏡  ・流出・飛散防止用具（吸着マット、ウエス、土砂など）、回収用具（シャベル、容器など）  ・消火設備、連絡設備・器具（携帯電話、PHS、無線、GPSなど） |  |  |
| 緊急連絡体制が示されている（消防、警察、都道府県担当部局、保管事業者、処分業者などの連絡先）。 |  |  |
| 緊急時対応マニュアルが作成されている（緊急通報時の伝達内容、火災時・漏洩時の対応方法、暴露・接触時の応急処置方法など）。 |  |  |
| 車両 | |  |  |
| 共通 | 外観及び荷台部を確認できる写真が添付されている。 |  |  |
| 「PCB」又は「低濃度PCB」の表示がされている。 |  |  |
| 飛散・流出・漏洩防止措置、運搬容器の積載方法が、図、写真又は文章で説明されている。  ※車両の形状ごとにまとめて説明する方法も可 |  |  |
| 低濃度 | オイルパン又はシート等による防護措置が施されている（自由液が存在しないものを運搬する場合、移動タンク貯蔵所（タンクローリー等）で運搬する場合を除く）。 |  |  |
| 高濃度 | 漏れ防止型金属容器※１又は漏れ防止型金属トレイ※２を用いる場合、転倒防止措置が施されている。また、吸収剤※３を使用する。  　　※１　空間容量：　PCB含有物の1.25倍以上  　　※２　空間容量：　壁面の高さ800mm以上　又は　PCB廃棄物に含まれる液量の1.25倍以上  　　※３　吸 収 剤 ：　容器内部の液量の1.1倍以上を吸収できるもの |  |  |

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
|  | | 高濃度 | 低濃度 |
| 運搬容器 | |  |  |
| 共通 | 外観、内部、飛散流出・漏洩防止措置（蓋の密閉方法等）を確認できる写真が添付されている。 |  |  |
| 「PCB」又は「低濃度PCB」の表示がされている。 |  |  |
| （固体状であって自由液が存在しないものを取り扱う場合）  漏れを防止でき、内容物が漏出しない容器が選定されている。 |  |  |
| 低濃度 | （低濃度PCB含有廃油・微量PCB汚染絶縁油を取り扱う場合）  鋼製ドラム、機械により荷役する構造を有する容器（変圧器、コンデンサ等を含む）、移動タンク貯蔵所（タンクローリー等）のいずれかが容器として選定されている。 |  |  |
| （低濃度PCB含有廃油付着物・微量PCB汚染絶縁油付着物であって、自由液が存在するものを取り扱う場合）  鋼製ドラム、機械により荷役する構造を有する容器（変圧器、コンデンサ等を含む）のいずれかが容器として選定されている。 |  |  |
| オイルパン又はシートによる防護措置※が施されている（自由液が存在しないものを運搬する場合、移動タンク貯蔵所（タンクローリー等）で運搬する場合を除く）。  　　※オイルパン又は木枠の高さは100mm以上 |  |  |
| （微量PCB汚染廃電気機器等を取り扱う場合）  オイルパンについては、水張り試験、探傷試験等の試験を受けている。 |  |  |
| 高濃度 | （廃PCB等を取り扱う場合）  天板固定式の鋼製ドラム、IBC容器、ポータブルタンク、漏れ防止型の金属製容器、漏れ防止型の金属製トレイ（廃棄物を別の容器に収納する場合に限る）、移動タンク貯蔵所（タンクローリー等）のいずれかが容器として選定されている。 |  |  |
| （トランス、コンデンサ等であって、漏洩していないもの又は液抜きしているものを取り扱う場合）  天板取外し式の鋼製ドラム、IBC容器、ポータブルタンク、漏れ防止型の金属製容器、漏れ防止型の金属製トレイのいずれかが容器として選定されている。 |  |  |
| （トランス、コンデンサ等であって漏洩しているもの、安定器、固体状であって自由液が存在するものを取り扱う場合）  天板取外し式の鋼製ドラム、IBC容器、ポータブルタンク、漏れ防止型の金属製容器、漏れ防止型の金属製トレイ（廃棄物を別の容器に収納する場合に限る）のいずれかが容器として選定されている。 |  |  |
| 小型容器、IBC容器及びポータブルタンクについては、UNマークが表示されている。 |  |  |
| UNマークが表示されている容器について、「危険物容器検査証（写）」及び以下の試験・検査にかかる「検査試験成績書（写）等」が添付されている。  　・設計型式試験（小型容器除く）　・性能検査　・外観検査　・構造検査 |  |  |
| 漏れ防止型の金属製容器及び漏れ防止型の金属製トレイについては、製造者又は改造、修理を行った者による設計型式試験、水張り試験及び外観検査を受けている。 |  |  |

表１　教育科目（例）

|  |  |
| --- | --- |
| （１）基本的事項  　・廃棄物処理に係る一般事項  　・PCB廃棄物に係る関係法令  　・PCB廃棄物の性状  　・PCB廃棄物の取扱い方法  （２）収集・運搬方法の基本的事項  　・処理基準  　・委託契約基準  　・マニフェスト制度  　・事前調査の方法及び内容  （３）積込み、積下し、積替え・保管の方法  　・運搬容器、運搬車への収納、固定方法  　・荷役方法  　・管理方法  　・漏洩防止、液抜きの措置  （４）運搬の方法  　・運搬車の点検  　・安全運行、運搬経路の遵守  　・運搬中の安全確認  　・位置確認 | （５）表示及び携行書類  　・表示等の方法及び内容  　・携行書類の内容及びその使用方法  （６）運搬容器  　・運搬容器の基準  　・運搬容器の取扱い方法  　・運搬容器の種類と選定方法  　・運搬容器の維持管理の方法  　・吸収材の使用方法  （７）緊急時の対策  　・緊急時の対応方法  （通報・連絡方法、被害防止対策方法）  　・応急措置設備・器具の内容及び  その使用方法  　・健康被害及びその予防措置、応急措置 |